

職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第20号

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号。以下「条例」という。）第7条、第8条、第10条及び第12条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第3条 配偶者同行休業の承認の申請は、別に定める配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由等)

第5条 条例第7条第3号及び第8条第5号の人事委員会規則で定める事由は、配偶者同行休業をしている職員が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第15条に規定する特別休暇のうち職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）第12条第11号又は第12号に掲げる場合における休暇を取得することとなったこととする。

(届出等)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、条例第8条の規定によるほか、配偶者同行休業に係る事項に変更が生じた場合は、別に定める配偶者同行休業状況変更届により、遅滞なく、任命権者にその旨を届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

第7条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第7条第2号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(配偶者同行休業に係る辞令書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用に係る辞令書の交付)

第9条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において辞令書の交付によらないことが適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 条例第9条第1項の規定に基づき任期を定めて職員を採用した場合

(2) 条例第9条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

（職務に復帰した日後における最初の昇給日）

第10条 条例第10条の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）第32条に規定する昇給日とする。

（補則）

第11条 配偶者同行休業承認申請書等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。